

第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年1月15日（水）

場 所 さくらホール 集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について (申請件数 2件)

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
(申請件数 8件)

議案第3号 農地台帳登録願について
(申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)

(5) 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 3件)

応召委員（13名）	1番	荻野 光徳	2番	乙幡 昇治
	3番	峰岸 豊	4番	山田 伸一
	5番	比留間 望	6番	宮崎 義憲
	7番	比留間孝明	8番	大口 貴司
	9番	高橋 文雄	10番	内野 一彦
	11番	中村眞由美	12番	川口 広敏
	13番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）	事務局長	前原 光智
	事務局次長	井上 ひとえ
	事務局書記	辻 陸人

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の
出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総

委 員

会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

異議なしと認め、1番荻野光徳委員と7番比留間孝明委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

御説明の前に、訂正がございます。

議案第3号「農地台帳登録願について」でございますが、申請人より取下願が提出されました。よって本日は、議案第3号「農地台帳登録願について」は協議を行いませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明に戻させていただきます。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月25日に相続し、前回調査は、令和4年2月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月25日に相続し、前回調査は、令和4年2月17日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

8 番
(大口 貴司君)

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

本日、午後 2 時 0 0 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。
議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①及び②の農地は、植木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、こちらも植木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荻野委員。

1 番
(荻野 光徳君)

1 番、2 番の申請地につきまして、いずれも現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 2 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、8 件あります。

事務局より説明いたします。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 8 件ございました。

申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

申請番号 2 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

申請番号 3 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号 1 番から 3 番の利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者になります。

申請番号 4 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から

令和１２年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

申請番号５番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

申請番号６番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号４番から６番の利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者で、認定新規就農期間終了となるため、令和７年度から認定農業者となるための申請を現在行っております。

申請番号７番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年３月１日から令和１１年２月２８日までの４年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

申請番号８番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年３月１日から令和１１年２月２８日までの４年間でございます。権利の種類については、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号７番、８番の利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者であった方で、令和７年度から認定農業者となるための申請を予定しております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

8 番
(大口 貴司君)

ります。その結果を大口部会長に報告していただきます。
それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、8件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、こちらも作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、こちらも作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番から3番の申請人については、同一の方で、認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま。

申請番号4番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号5番の農地でございますが、ハウレンソウ、ブロッコリー、ネギ、キャベツが栽培されておりました。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号6番の農地でございますが、一部里芋が栽培されており、他は作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番から6番の申請人については、5千㎡ほどの畑で農業経営をされており、また各種農機具も所有していることから、問題はないと思われま。

申請番号7番の農地でございますが、作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号8番の農地でございますが、こちらも作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号7番、8番の申請人については、立川市の方で、1万5千㎡ほどの畑で農業経営をされており、また各種農機具も所有していることから、問題はないと思われま。

		以上のことから、議案第 2 号につきましては、承認してよろしいかと思います。
議 (加藤	長 武君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、川口委員。
1 2 (川口	番 広敏君)	1 番から 3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議 (加藤	長 武君)	他にはございませんか。 はい、宮崎委員。
6 (宮崎	番 義憲君)	4 番から 6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議 (加藤	長 武君)	他にございませんか。 では、私から報告いたします。 7 番と 8 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。
議 (加藤	長 武君)	他にございませんか。 御意見等ないようですので、議案第 2 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」は、承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委	員	異議なし。
議 (加藤	長 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、承認することといたします。 次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、1 件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件申請がございました。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、共同住宅でございます。以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番が住宅用地、申請番号3番が分譲地、道路でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか
では、私から報告いたします。

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第1回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時23分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和7年1月15日

会 長

㊞

署名委員

㊞

署名委員

㊞